

被扶養者の認定基準（収入要件）変更



～R7年9月30日		R7年10月1日～	
60歳未満	130万円未満/年 (かつ108,334円未満/月)	19歳以上 23歳未満	150万円未満/年 (かつ125,000円未満/月)
		上記以外の 60歳未満	130万円未満/年 (かつ108,334円未満/月)
60歳～74歳 または 障害年金受給者	180万円未満/年 (かつ150,000円未満/月)	60歳～74歳 または 障害年金受給者	180万円未満/年 (かつ150,000円未満/月)

変更内容：**19歳～22歳までの被扶養者の収入要件変更**

※収入要件以外の認定基準に変更はありません

対象者条件：**・12月31日現在の年齢で判定**

・学生であることは要件ではない

・ただし、被保険者の配偶者（事実婚も含む）は除く

12/31時点年齢	～18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23～59歳
扶養認定要件	130万円未満/年 (108,334円未満/月)	150万円未満/年（125千円未満/月）				130万円未満/年 (108,334円未満/月)